

令和6年度

第9回東松島市農業委員会総会議事録

令和7年2月25日

東松島市農業委員会

出席委員（12名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	熊谷 奨	2番	—	3番	大山道保
4番	秋本 まゆみ	5番	—	6番	小岩 敏幸
7番	菅井 賢治	8番	安倍 民夫	9番	—
10番	—	11番	齋藤 宏樹	12番	佐藤 祥
13番	安住 高司	14番	今野 嘉彦	15番	安部 俊郎
16番	佐藤 栄宏				

遅参委員 なし

欠席委員（4名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
2番	門馬 宏之	5番	三浦 牧恵	9番	川村 勝雄
10番	大崎 康				

出席事務局職員

事務局長 石 森 久 浩
 事務局長補佐兼農地係長 安 倍 浩 司

その6、西福田字長峯5—6 外 計4筆で3,661㎡、解約届出日は令和7年2月7日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。

その7、小松字沢田前332—5、1,457㎡、解約届出日は令和7年2月10日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。

その8、小松字梅堀109 外 計7筆で6,689㎡、解約届出日は令和7年2月10日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第4、報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、その1を事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、矢本字裏町51—5 外 計2筆で289㎡。転用目的は、住宅及び通路敷地。現在の利用状況は、休耕中。令和7年1月16日届出受理しております。位置図については、4ページとなります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第5、報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、矢本字裏町51—7、8.29㎡。転用目的は、分譲敷地。現在の利用状況は、休耕中。売買による所有権移転であります。令和7年1月16日届出受理しております。位置図については、6ページとなります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第6、議案第1号 非農地証明願について、関連がありますのでその1及びその2を事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、赤井字七反谷地176—1、179㎡。

その2、赤井字七反谷地183—3、891㎡。

農地を転用した理由及び現在の状況について、願出地である176—1及び183—3については、

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。
次に、その2を事務局より説明願います。

○事務局長： その2、大塩字表沢48—6、153㎡。売買による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 10番大崎康委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○大崎康委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年2月20日。権利の種類は所有権移転。理由は、それぞれ相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、露地野菜です。通作距離は、約0.5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。
次に、その3を事務局より説明願います。

○事務局長： その3、浅井字矢上153 外 計2筆で6,397㎡。10年間の賃貸借権設定となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 13番安住高司委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○安住高司委員： 報告いたします。

次に、日程第8、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： その1、高松字西風159—1、1,330㎡。転用の目的は、太陽光発電設備敷地。現在の利用状況は、休耕中。権利の種類は、売買による所有権移転となります。位置図は、12ページとなります。農地区分としては、第2種農地となります。申請地は北側にため池、東西が山林、南側は三陸縦貫自動車道、小規模で生産性の低い農地であり、許可対象であると宮城県と調整を諮っております。以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍民夫委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年2月21日。転用目的は、太陽光発電所の用地として使用するため。転用目的の実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件の支障については、無し。総合意見として許可相当。附帯条件は無し。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

その2を事務局より説明願います。

○局長補佐： その2、譲受人が全て同一となります。矢本字新沼81—1、419㎡。矢本字新沼82、1,021㎡。矢本字新沼83、1,021㎡。矢本字新沼98、1,021㎡。矢本字新沼99—1外 計2筆で1,103㎡。合計で、計6筆で4,585㎡。転用の目的は、店舗及び駐車場敷地。現在の利用状況は、休耕中又は一毛田。権利の種類は、35年間の賃貸借設定となります。位置図は、13ページとなります。農地区分としては、第2種農地となります。申請地は矢本駅から400mほどの距離に位置し、距離要件から、許可対象であると宮城県と調整を諮っております。敷地の北側に農地が存在するため、擁壁や土盛り等で周辺の農地に影響がないような施工を行うとのことです。面積が3,000㎡を超えますので、宮城県農業会議案件となり3月17日に審議予定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 1番熊谷奨委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その3を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第9、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。

初めに、利用権の使用貸借権設定を上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、矢本字立沼57―1 外 計2筆で1,980.26㎡。期間は、令和7年3月1日から令和9年3月31日の2年間の再設定となります。公告日は、令和7年2月28日です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： その1は、再設定となりますので、聞き取り調査はございません。ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。

次に、賃借権設定を上程いたします。

その1は、1番 熊谷奨委員に関連がありますので、規定により退席願います。

（1番 熊谷奨委員 退場）

○議長（佐藤栄宏会長）： その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、矢本字二反走99 外 計3筆で3,042㎡。借賃は、金納で36,000円。期間は、令和7年3月1日から令和17年2月28日の10年間となります。公告日は、令和7年2月28日です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員、9番 川村勝雄委員が欠席ですので、事務局から聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年2月18日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、ほ場整備に伴う換地位置の変更によるもの。受け手の理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるか、農地を効率的に利用できるか、労働力はいずれも適当。通作距離は、約1.5km。農業経営の内容は、水稻、施設野菜の複合経営です。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その2からその4を承認することに決定します。
次に、その5を事務局から説明願います。

○事務局長： その5、小松字向田90 外 計5筆で5,000㎡。借賃は、金納で300kg。期間は、令和7年3月1日から令和17年2月28日までの10年間です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 7番 菅井賢治委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○菅井賢治委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年2月18日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、被相続人死亡のため。
受け手の理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるか、農地を効率的に利用できるか、労働力はいずれも適当。通作距離は、約1.5km。農業経営の内容は、水稻、露地野菜の複合経営です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その5を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その5を承認することに決定します。
次に、7番 菅井賢治委員に関連がありますので、規定により退席願います。

（7番 菅井賢治委員 退場）

○議長（佐藤栄宏会長）： その6からその8は、関連がありますので一括して事務局から説明願います。

○事務局長： その6、小松字梅堀179 外 計22筆で23,370㎡。借賃は、物納で1,388kg。期間は、令和7年3月1日から令和17年2月28日までの10年間です。

その7、小松字梅堀109 外 計7筆で6,689㎡。借賃は、物納で400kg。期間は、令和7年3月1日から令和17年2月28日までの10年間です。

その8、小松字向田20—1 外 計14筆で14,266㎡。借賃は、物納で855kg。期間は、令和7年3月1日から令和17年2月28日までの10年間です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 12番 佐藤祥委員の聞き取り調査報告をお願いします。

ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、本計画その9を承認することに決定します。

次に、その10を事務局から説明願います。

○事務局長：その10、西福田字長峯5—6 外 計4筆で3,661㎡。借賃は、金納で36,610円。期間は、令和7年3月1日から令和12年2月28日までの5年間です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：担当委員 8番 安倍民夫委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員：報告いたします。

調査年月日は、令和7年2月19日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手の理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるか、農地を効率的に利用できるか、労働力はいずれも適当。通作距離は、約3km。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：質問なしと認め、採決いたします。本計画その10を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、本計画その10を承認することに決定します。

次に、その11からその15は再設定となりますので、一括して事務局から説明願います。

○事務局長：その11、矢本字新沼6—1 外 計10筆で17,023㎡。借賃は、物納で1,020kg。期間は、令和7年3月1日から令和16年4月30日までの9年間です。

その12、赤井字下新丁39 外 計6筆で11,884㎡。借賃は、金納で118,900円。期間は、令和7年3月1日から令和17年2月28日までの10年間です。

その13、赤井字北田15 外 計7筆で6,210㎡。借賃は、金納で68,300円。期間は、令和7年3月1日から令和12年2月28日までの5年間です。

その14、大塩字岩崎98—1 外 計4筆で5,768㎡。借賃は、物納で277kg。期間は、令和7年3月1日から令和12年2月28日までの5年間です。

その15、西福田字上鳴瀬5—4、5、042㎡。借賃は、物納で300kg。期間は、令和7年3月1日から令和17年2月28日までの10年間です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 11 番 齋藤宏樹委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○齋藤宏樹委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和 7 年 2 月 22 日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、離農。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約 0.8km で、代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稲、露地野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その 2 を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その 2 を承認することに決定します。
次に、その 3 を事務局から説明願います。

○事務局長： その 3、赤井字上四番 99、1、021㎡。対価は、400,000 円。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 11 番 齋藤宏樹委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○齋藤宏樹委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和 7 年 2 月 22 日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、離農。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約 0.8km で、代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稲、露地野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その 3 を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1からその8を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1からその8を承認することに決定します。

次に、日程第10 議案第5号 令和7年度農作業標準料金について、を上程いたします。

事務局より説明願います。

○事務局長： 資料については、別紙資料をご覧ください。

令和7年度東松島市農作業標準料金について、東松島市農作業標準賃金検討委員会における検討結果の意見を反映し、次のとおり見直しを行いたいというものです。

作業賃金について、令和6年10月1日より宮城県最低賃金額が923円から973円に引き上げられております。最低賃金額を下回らないよう、また他市町村の状況を見ながら検討委員会で決めています。

軽作業は、1時間当たり980円、一日を8時間、1日当たり7,840円。

一般作業は、他市町村と同様に、軽作業に倍率をかけて、1時間当たり1,260円、一日8時間、1日当たり10,080円。

次に、2点目の機械作業料金となります。設定の基本的な考え方として、本市の機械作業に関する標準料金の設定につきましては、昨年、大幅に区分の見直し、金額の見直しを実施しております。本市農業者が営農するにあたり関りが深い石巻市の農作業標準料金の改定状況を見ながら、均衡を重要視しながら定めてきております。これらを踏まえ、今年は石巻市で見直しをしておりますので均衡を図りつつ定めるという方針としております。

次に、項目の見直しですが、昨年に大幅に見直しをしましたので、昨年と同様の項目としております。

ただ、1点だけ、「乾燥」と「もみすり調整」の項目を分けておりましたが、石巻市では「乾燥・調整」として一本化し、「10a当たり」と「30kgあたり」のそれぞれの区分で金額を設定しております。

検討委員会では、本市においても、多くの農業者が利用するカントリーエレベーターの利用料金設定及び石巻市における作業区分の見直し状況を鑑み、「乾燥・調整」と作業区分を統合することとし、実際運用上、1袋当たりの料金が設定されていれば問題なくやり取りできるので「10a当たり」は必要がないのではないかとことから、本市は「30kg当たり」の標準料金のみを設定し、備考欄に「玄米袋詰めまで、くず米の取扱いは受委託者間の協議による」を明記することとします。

2ページ目と3ページ目をご覧ください。昨年と金額に変更があるものに色付けしております。ご覧ください。石巻市の値上げ幅を鑑み、石巻市との設定格差が100円以内収まるように同様の率をかけて調整しております。

4ページから5ページについては、2月20日に開催した検討委員会での意見を農業委員会会長へ提出されたものとなります。

先ほど説明した内容の記載のほか、昨年から検討している産業用ドローンについて、利用が増加傾向にあることから、料金設定の要望がありますが、他市町村においても設定している事例が少ないほか、市内における保有状況等の詳細を把握したうえでの検討が望ましいとのことで、令和8年度以降の設定

○議長（佐藤栄宏会長）：　そうですね。皆さんよろしいでしょうか。

○各委員：　（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：　事務局は、修正をお願いします。

○事務局長：　引き続き、資料6ページ以降になります。前回の総会議案の賃借料情報についてですが、物納について、概算金を基に金額に変換すると、金額が上がってしまうという問題点と身内間の賃貸借契約では金納・物納ともにあえて高い設定にしているので除いた方が良いのではないかとのご指摘がありましたので、再度提出いたします。

資料6ページは、令和5年と6年の賃貸借契約の金納、物納、物納を金額換算したもの、の状況を対比させております。

金納は、市の平均として令和6年が11,131円、5年が11,646円で、515円の減となります。ただし、こちらは同じ農地に対しての契約ではなく動向が変動しますので、市全体としては、同じ程度の金額で契約が結ばれているものと解釈します。

物納は、市の平均として令和6年が54.5kg、5年が42.0kgで、12.5kgの増となります。しかし、こちらと同じ農地に対しての契約ではなく動向が変動しますので、数量的には変わりがないような、例年と同程度の契約がなされているものと解釈します。

後段の物納を金額換算した場合ですが、概算金を基に算出していますので、令和6年は60kg当たり16,500円、令和5年は12,000円で算出しています。

資料7ページは、物納は換算しないで金納と物納を分けて記載しております。

ご意見をよろしく願いいたします。

○議長（佐藤栄宏会長）：　ご質問、ご意見はございませんか。

事務局のまとめ方が、6ページと7ページのどちらが良いのか。皆さん、どうでしょうか。

私の意見では、6ページのまとめ方だと数字が多く分かりにくいのではないかと思います。7ページの方が、農業者にとって分かりやすいのではないかと思います。さらに、令和6年の市全体の平均額の金納（11,131円）及び物納（54.5kg）の部分に網掛けしてもらおうと、目につきやすく分かりやすいかと思ひます。

○安部俊郎委員：　米価が高くなってくると逆ザヤが発生している。物納であると、1反歩当たり30kgが相場（鳴瀬地区では）。この賃借料情報に網掛けがあつて強調されると、54.5kgが受託者からもらえる、倍の量だと思つてしまうのではないかと。また、概算金を基に11,131円を米に換算すると40kgとなる。米でもらつた方が得なのではないかと考える人もいるかもしれない。網掛けして強調する必要はないのではないかと思ひます。

○議長（佐藤栄宏会長）：　委託者からすると、金納でやるより米でもらう方が良い、お金で12,000円でもらうより米を2袋もらつた方が良いと考える人が当然いると思ひます。

○大山道保委員：　慣例的に今までは矢本地区は60kg、鳴瀬地区は30kgで物納はきているから、この料金表で矢本地区と鳴瀬地区の各々は妥当な数字であると思ひます。

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和7年2月25日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄宏

署名委員 1番 能谷 奨

署名委員 3番 大山 道保